



流山市監査委員告示第15号

定期監査・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長、流山市議会議長及び流山市上下水道事業管理者から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

平成30年11月29日

流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

海老原 功





第 4 号様式

流 ツ 第 38 号
平成 30 年 11 月 6 日

流山市監査委員 佐々木 健一 様
流山市監査委員 海老原 功一 様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成 30 年 2 月 15 日付け、流監第 77 号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により別紙のとおり通知します。

第5号様式

措置事項報告書

報告年月日・番号	平成30年2月15日 ・ 流監第77号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
経済振興部 流山本町・利根運河ツーリズム推進課	指摘 (1)	契約保証金を免除しているものの、契約保証金に係る条項が契約書になかった。独自の契約書を使用する場合には条項等を確認するとともに、規則等に基づく適正な契約事務を執行されたい。	指摘事項を踏まえ、平成30年度については契約保証金を記載し、適正な契約を締結している。
	指摘 (3)	契約書に別紙「見積書」のとおり利用費用を支払う条項が記載されているものの、見積書が契約書と一体に綴じ込まれていなかった。適正な事務処理を行われたい。	指摘事項を踏まえ、平成30年度については見積書を添付し、適正な契約を締結している。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。
表示は、「指摘」又は「意見」とする。